破産手続廃止

平成２９年（フ）第９５号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏21番地44
破産者　有限会社アドバンス山久
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４３号
千葉県富津市金谷2462番地の２
破産者　小島　英昭
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第７２６号
茨城県水戸市城東２丁目３番15号
破産者　有限会社エーエムコーポレーション
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５４号
千葉県木更津市太田４丁目10番９号
破産者　東港海運株式会社
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第５５号
千葉県木更津市太田４丁目10番９号
破産者　東　　良治
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第５６号
千葉県木更津市太田４丁目10番９号
破産者　東　つね子
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３１７号
新潟市東区竹尾３丁目21番30号　ワールドステイ竹尾
破産者　亡佐藤進相続財産
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２号
釧路市光陽町12番５号
破産者　一般社団法人寄添い支援くしろコロニー
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１３２号
群馬県伊勢崎市宮子町3416番地６
破産者　株式会社サンピラ
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２３８号
埼玉県川越市新富町１丁目６番地２
破産者　有限会社アシビナ
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９１号
千葉県八街市八街は11番地149
破産者　株式会社Ｐ・Ｈ・Ｗ
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第９３号
千葉県四街道市鹿放ケ丘440番地４
破産者　京葉運送株式会社
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１０２号
千葉県四街道市物井1469番地２（102）
破産者　株式会社クリベンシス
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１０３号
千葉県四街道市物井1469番地２（102）
破産者　櫻井　儀德
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１５３号
千葉県白井市西白井２―26―21、住民票上の住所千葉県印西市大塚３丁目34番地７
破産者　髙橋富喜子
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１６１号
千葉県成田市本城80番地７
破産者　米山　駿介
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３４５０号
群馬県高崎市八千代町２丁目４番２号
破産者　学校法人堀越学園
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３５９号
東京都中野区本町４丁目20―２
破産者　山田　一摩
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７５号
東京都八王子市上柚木217番地の１
破産者　有限会社ケーブルラインワークス
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５２２号
神奈川県伊勢原市東成瀬44番地の15　ノーブルマンション山王塚202号
破産者　松本　安司
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１４０号
愛知県北名古屋市熊之庄堤下110番地
破産者　株式会社恵クリーナー
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２号
京都府京丹後市峰山町御旅１番地
破産者　株式会社コムポート
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部